

任意継続被保険者資格取得申請にあたって

任意継続被保険者資格取得にあたり、下記事項について確認のうえ申請してください。

1. 任意継続被保険者となるための条件

資格喪失の日の前日（退職日）まで引き続き2ヶ月以上被保険者であった方で、資格喪失日（退職日の翌日）より20日以内に任意継続被保険者資格取得申請があった方（申請書健保組合必着）。

2. 任意継続被保険者期間

退職した日の翌日から最長2年間

3. 申請手続

退職日の翌日から20日以内に当組合に必着するよう「健康保険被保険任意継続被保険者資格取得申請書」をご提出頂くか、または、任意継続取得希望のご連絡（電話 03-3268-5373）をお願いします。

ご連絡を頂いた後、ご自宅宛に初回保険料納付書等を送付します。初回保険料納付期限は、納付書到着日から10日以内です。任意継続の初回保険料の入金確認後、「資格情報のお知らせ」を送付します。

なお、初回保険料が指定する期限までに納付されなかったときは、任意継続に加入される意思がないものと判断させていただきます。）

＊ 申請書の受付は任意継続資格取得予定日（退職日の翌日）以降となりますので、被保険者証の切替期間（持たない期間）が1週間から最長1ヶ月間位が生じてしまいます。この期間に医療機関にかかる場合は、医療機関に事情を説明しご相談をいただくか、もしくは医療費を一旦全額お支払いいただき、後日健保組合に立替分（7割分）を請求してください。

4. 保険料（初回保険料、2回目以降保険料案内は別途「任意継続案内」をご自宅へ送付します）

任意継続被保険者の保険料は、事業主負担がなくなりますので、全額自己負担となります。保険料は退職時の標準報酬月額か当健保組合の全被保険者の平均標準報酬月額のどちらか低い方の額に保険料率をかけて算出します。（国民健康保険との保険料比較は区役所や市町村の窓口で行うことができます）

5. 納付方法

保険料の納付は、1.月払い(毎月納付)、2.半期前納（年2回納付・3月、9月に半年分ずつ）、3.全期前納（年1回納付・3月に1年分）から選択していただくこととなります。

詳細については、申請書受付後に送付します「任意継続案内」をご覧ください。

6. 資格喪失

次の事由に該当すると、任意継続被保険者の資格を喪失します

- ① 他の健康保険の被保険者になったとき
- ② 被保険者から資格喪失を申し出たとき（資格喪失日は申出が受理された日の属する月の翌月1日）
- ③ 保険料の納付期限（毎月10日着金。ただし初回分は除く）までに保険料を納めないとき
- ④ 任意継続取得後2年を経過（期間満了）したとき
- ⑤ 死亡したとき
- ⑥ 満75歳に達したとき（後期高齢者医療制度に加入したとき）

＊再就職されて他の資格を得たとき、または死亡されたときは直ぐに大沢健保へご連絡ください。

（上記①⑤）

＊期間満了前に国民健康保険に切り替えを希望する場合は、資格喪失のお申し出により任意脱退ができます。

（上記②）

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

大沢健康保険組合 適用係 TEL：03-3268-5373 E-mail: kenpo@oskp.org